

新しい 新型コロナウイルス感染症対策事業 のご案内

中小企業者等事業継続支援金事業

新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波などの影響を受けている町内中小企業者に対して、事業の継続を支え、経営の安定化を応援するため、事業全般に広く使える支援金制度を創設しました。

■対象者 町内の中小企業者（法人及び個人事業者）※中小企業基本法に基づく中小企業者

■支援金額 上限20万円（1事業者1回限り）

※下記(2)の対象となる月と前年又は前々年の同月を比較し、売上げの減少額を支援

■申請受付期間 令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで

■要件

- (1) 町内に本社等主たる事業所があり、申請日において倒産若しくは廃業していないこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月までのいずれか1か月の売上げが、前年又は前々年同月比で30%以上減少していること。
- (3) 国の月次支援金及び県の新型コロナ中小企業者等特別応援金を受給しておらず、かつ、今後も受給しないこと。
- (4) 県が推進する新型コロナ対策推進宣言の実施、または、信州の安心なお店の認証を受けていること。
- (5) 引き続き1年以上事業を継続する意思があること。
- (6) 町税に滞納がないこと。

「信州の安心なお店」推進交付金事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受ける町内事業所の利用促進と店舗等が安心・安全の確保を図る取り組みを行い、経営の安定と早期回復を目指す事業所を支援します。

■対象者

町内で事業を行い、県の実施する「信州の安心なお店認証制度実施要綱」により認証を受けた法人または個人事業者

■支援金額 一律10万円（1事業者1回限り）

■申請受付期間 令和3年10月1日（金）から令和3年12月28日（火）まで

■要件

- (1) 町内で店舗等を構えて事業を営むものであること。
- (2) 県が実施する「信州の安心なお店認証制度」に対し、認証申請を行った事業者であること。
- (3) 引き続き1年以上事業を継続する意思があること。
- (4) 町税に滞納がないこと。

※「信州の安心なお店認証制度」については、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局（☎026-217-5219）にお問い合わせください。